

## 平成 29 年度 医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務に関する仕様書

### 1. 業務名

平成 29 年度 医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務

### 2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という）健康被害救済部においては、国民及び医療関係者等に対して医薬品副作用被害救済制度（以下「救済制度」という）について、種々の媒体を用いて広報活動を実施してきているが、今後も、救済制度についての認知度及び理解度をより一層高める必要があることから、広告会社等に効果的な広報企画を募り委託するものである。

### 3. 業務の範囲及び内容

業務の範囲は、救済制度に係る広報に関する事項とし、認知度向上等を目的とした効果的な広報を実施するための内容とする。その内容詳細は以下のとおりとする。

#### (1) 広報の実施時期について

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

原則、平成 29 年 10 月 17 日～23 日の「薬と健康の週間」を含む 3 か月間は集中的に広報（いわゆる、キャンペーン）を実施すること。

したがって、広報企画案においては、集中広報期間に実施する内容と、それ以外の期間に実施する内容を分けて提案すること。

#### (2) 訴求対象及び訴求内容について

一般国民及び医療関係者を訴求対象とすること。

一般国民については、20 歳以上の男女をできるだけ幅広く訴求対象とするが、インターネット利用者、医療機関及び調剤薬局の利用者、並びに要指導医薬品・一般用医薬品の購入者を主たる訴求対象とした広報も行うこと。訴求内容は救済制度の認知度の向上を目指したものとすること。

医療関係者については、主たる訴求対象を医師とし、歯科医師、薬剤師、看護師に対しても救済制度の広報を行うこと。また、医療関係の学生も訴求対象とする。医師への訴求内容は、救済制度の認知度の向上及び理解度の充実を目指したものとすること。薬剤師への訴求内容は、救済制度の理解度の充実を目指したものとすること。また歯科医師、看護師、医療関係の学生への訴求内容は認知度の向上を目指したものとすること。

広報企画案においては、一般国民及び医療関係者の中でも更に訴求対象を細分化し、各取組みについて訴求対象が明確となるようにしたうえで提案すること。

広報企画案の作成に当たっては、別途説明会で配布する「医薬品副作用被害救済制度認知度調査結果の概要」、「平成 28 年度広報の概要」を参考にすること。

### (3) 実施内容

#### <一般国民向けについて>

広告媒体として全国紙 5 紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞）に最低 1 回は、「薬と健康の週間」に合わせて救済制度の広告を掲載すること。広告スペースは 5 段 1 / 2 以上とし、PMDA が指示するデザインを掲載すること。その他の新聞への掲載も検討し、全国紙を含めより効果的な広報とするための広告スペース、回数等について企画案に盛り込むこと。

広告媒体としてテレビスポット CM を作成し、放映すること。

CM の作成に関しては、PMDA 指定の楽曲を使用すること。

放映する放送局は全国をカバーできること。放送期間は「薬と健康の週間」を含む最低限一週間以上とすること。その他、より効果的な広報とするための CM の内容及び放映の番組や放映時間、放送回数等の放映条件について提案すること。

救済制度の特設 WEB サイトへの誘導を目的とした WEB 広告を実施すること。訴求対象者に確実に露出できる WEB 広告媒体として最低、Yahoo!JAPAN と Google の 2 サイトを選択すること。その他、より効果的な広報とするための広告の方法（バナー広告、リスティング広告など）及びその組み合わせについて提案するとともに、他のサイト（SNS の利用等を含む）の選定についても考慮すること。実施期間 1 カ月あたり、15,000 クリック以上を達成すること。その際、広告配信時間等や WEB サイトへの誘導傾向を常に分析しながら、より効果的な方法で実施すること。分析結果については PMDA に随時報告すること。

医療機関及び調剤薬局の利用者並びに要指導医薬品・一般用医薬品の購入者を対象にした広報を企画案に盛り込むこと。

テレビスポット CM 用に作成した広告媒体（映像及び音声）については、放映開始後、PMDA の WEB サイトから視聴を可能とすること。作成した広告媒体は、PMDA が二次利用できるものとする。

上記に加えて、一般国民向けにより効果的かつ効果の検証が可能な広報企画案を訴求対象者別に提案すること。

< 医療関係者向けについて >

医師（開業医、勤務医）を主たる訴求対象とした企画案としつつ、薬剤師（病院等勤務、薬局勤務）、歯科医師、看護師も訴求対象とすること。

なお、勤務先の施設形態にも考慮した内容とすること。

広報企画案の内容については、制度の認知度向上及び制度理解度の充実などが得られる広報内容とすること。

広報媒体として医療関係専門誌（WEB版を含む）を利用すること。

なお、医療関係専門誌にあっては、医師、薬剤師、歯科医師、看護師が購読している雑誌の中から、発行部数等をもとに各訴求対象者（少なくとも各職種別、必要に応じ勤務先の施設形態も考慮する）に確実な訴求効果が期待できるもの1媒体以上を選択し、1回以上広告を掲載すること。その際、より効果的な広報とするための掲載誌の選定と回数について企画案に盛り込むこと。

医療関係者、医療関係の学生を対象に救済制度の特設WEBサイトの医療関係者向けのページへの誘導を目的としたWEB広告をそれぞれ実施すること。各業種・学生別の専門の情報サイト等の訴求対象者に確実に露出できるWEB広告媒体（SNSの利用等を含む）を選択すること。その他、より効果的な広報とするための広告の方法（バナー広告、リスティング広告など）及びその組み合わせについて提案すること。実施期間1カ月あたり、6,000クリック以上を達成すること。その際、広告配信時間等やWEBサイトへの誘導傾向を常に分析しながら、より効果的な方法で実施すること。分析結果についてはPMDAに随時報告すること。

上記に加えて、医療関係者により効果的かつ効果の検証が可能な広報企画案を訴求対象者別に提案すること。

< 一般国民向け、医療関係者向け共通事項 >

キャラクターは、PMDAの指定のものを使用すること。

キャラクター：ドクトルQ、その友達など

キャッチコピーは、PMDAの指定のものを使用すること。

キャッチコピー：お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

ただし、上記に加え効果的なキャッチコピーの提案を妨げるものではない。ポスターやリーフレット、パンフレットを製作する場合は、PMDAが指定するデザインとする。

なお、サイズは以下のとおりとする。

（ポスター）日本工業規格A列2番又はB列3番

（リーフレット）日本工業規格A列4番

（パンフレット）日本工業規格A列4番又はA列5番

ポスターやリーフレット、パンフレットの作成数は受注者が実施する広報に

必要な数とする。ただし、ポスターについては、PMDA が実施する学会におけるブース展示等に供するため、日本工業規格 A 列 0 番及び A 列 1 番を各 10 枚作成すること。印刷したポスター（A 列 0 番、A 列 1 番各 1 枚のみ）については、それぞれフレームに入れて納品すること。

印刷物、ノベルティグッズなど、配布を目的とした広報資材を製作する場合には、配布先等、必要数、配布方法等の配布計画を含めた提案とすること。

特設 WEB サイトを修正する必要がある場合、PMDA の指示どおり修正できること。

全ての広告について、取組みの効果を測定するための指標を設定し、業務完了時に報告すること。特に WEB 広告については、特設 WEB サイトへの流入数を媒体ごと（広告を実施した WEB サイト、雑誌広告に入れた QR コード等を含む。）にカウントできるようにすること。

#### 4 . 個人情報の管理・取扱いについて

本業務で取り扱う個人情報については、「個人情報保護法」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（総管情第 85 号 平成 16 年 9 月 14 日発出）に基づいて管理を行うこと。

#### 5 . 著作権について

( 1 ) 正式に採用され、使用されたデザインに関しては本著作権に関する全ての著作権（著作権法第 21 条ないし第 28 条に定める権利を含む。）使用権等、作品に係る一切の権利を、PMDA に譲渡するものとする。第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等の使用が必要となる場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

( 2 ) 本著作権については、正当な権利を取得した第三者及びその他の指定する者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使しないものとする。

#### 6 . 再委託について

( 1 ) 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部（契約金額の 10% を超える場合）を再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこととし、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成のうえ、PMDA に提出すること。また、受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告のうえ承認を受けること。

( 2 ) 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめのうえ、PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務については6 .( 1 ) に準拠する。

#### 7 . 本業務の選定について

本業務については、3 .( 1 ) ~ ( 3 ) に基づいた企画案について企画競争により、受注者を決定する。

#### 8 . 秘密保持について

PMDA から提供する情報については、秘密保持契約の対象とする。

なお、本項目の詳細要件については秘密保持契約書に明記してあるので、受注者においては別途書類提出を求めることとする。

#### 9 . 企画競争参加者の条件

- ( 1 ) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
- ( 2 ) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ( 3 ) 全省庁統一資格の一般競争入札資格において、関東・甲信越地域で「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ( 4 ) 企画競争説明会にて当該説明を受けた者であること。
- ( 5 ) その他条件は企画競争説明書による。
- ( 6 ) 本業務の企画案、概算見積書、実施体制図については指定された期日までに提出すること。
- ( 7 ) 企画案のプレゼンテーションには、本業務に従事する者が参加すること。
- ( 8 ) 受注者においては、本業務の見積りの内訳書について、詳細な根拠資料を落札後に即日提出すること。

#### 10 . 受注者の決定方法

受注者の決定は、別途提示する予算額の範囲内で、参加者が実施可能な業務を記載した企画書に基づいて審査を行い、質疑等を行ったうえで、以下( 2 )に記載した評価基準に基づき評価を行い、最も点数が高かった業者を契約予定者として選定する。

評価に当たっては、PMDA に設置する企画競争選定委員会において評価を行う。

( 1 ) 評価の配点

評価に当たっては、150 点の範囲内で採点を行う。

( 2 ) 評価基準及び採点

別紙 1 「評価基準表」で評価基準等を設定し、別紙 2 「審査要項」に基づいて採点するものとする。

別紙 1 「評価基準表」の各評価項目の 印のとおり、最低限の要求用件を示すとともに、特に重要となる項目は必須項目とし、当該項目の要求用件を満たしていないものは事業の確実な遂行が危ぶまれるため不合格とする。

企画競争選定委員会委員は、別紙 2 の審査要項に従って、各評価項目の定められた点数を得点として与える。

( 3 ) 選定方法

企画競争参加者は、企画審査として企画書に基づきプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は 15 分、質疑応答は 10 分とする。

各委員は、上記の結果を別紙 2 「審査要項」に基づき審査し、参加者の評価点数を採点表に記入する。

PMDA は、上記の合計点を算出し、最高点を得た参加者を選定、契約予定者として選出する。結果については参加者全員に通知する。

最高点を得た者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより契約予定者を決定する。

最高点を得た参加者について、契約の履行が出来ないと認められる場合には、その者と契約は結ばず、次点の者と契約を結ぶこととする、また、次点の参加者についても同様とする。

11 . 企画競争説明会での業者提示資料

企画競争説明書、仕様書、評価基準表、審査要項、認知度調査結果、平成 28 年度広報の概要、CM 曲の楽譜

12 . 結果の通知・公表

- ・受注者名。(採点結果の得点は発表しない。)
- ・後日、PMDA ホームページに上記結果を掲載

13 . 納入成果物及び納入方法

- ( 1 ) 救済制度の広告を掲載した新聞、雑誌等の媒体については現物を 2 部
- ( 2 ) 本業務において製作した画像等のデータを記録した CD-R ( 又は DVD-R ) 1 部
- ( 3 ) 業務完了報告書 ( 紙媒体 2 部、電子媒体を記録した CD-R ( 又は DVD-R ) 1 部
- ( 4 ) その他、実施内容に応じた成果物については、適宜、PMDA に進捗状況の報告を行うこと。また、納品に際しては、PMDA 担当者の指示により納品すること。

#### 14. 納入期限

平成 30 年 3 月 16 日（金）厳守

#### 15. 検収及び業務の完了

受注者は業務完了報告書を提出後、PMDA 担当者による検収を受けること。納入成果物の全部又は一部に不合格となるものが存在した場合、受注者の負担により是正した上で、再度、PMDA 担当者による検収を受けること。

PMDA 担当者による検収終了をもって、業務完了とする。

#### 16. その他

- ( 1 ) 契約にあたっては、選定された企画書案の全てを採用するものでなく、一部のみ採用し契約することもあり得る。
- ( 2 ) 選定された企画書案については、業務実施期間において、確実に履行できるものとする。
- ( 3 ) ポスター、リーフレット等広報資材の製作にあっては、グリーン購入法第 6 条に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める判断基準を満たしていることに留意すること。
- ( 4 ) 提出された企画書等に対する経費の支出は行わない。また、審査終了後、企画書等は返却しない。
- ( 5 ) 企画書等には営業上の機密事項が含まれていることを考慮し、各社の企画書等は非公開とする。
- ( 6 ) 救済制度の効果的な広報を行うため、新しくかつ自由な発想のもとで企画案を作成、提案いただくことを妨げない。
- ( 7 ) 仕様書にない事項又は仕様書について生じた疑義については、両者協議の上、解決するものとし、本業務の実施に当たっては、PMDA 担当者の指示に従い実施すること。

#### 17. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
健康被害救済部 企画管理課 鳥海、杉山  
電話：03-3506-9460  
E-mail：kaitou@pmda.go.jp

(参考様式)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 御中

## 秘密保持に関する誓約書

貴機構から委託された 業務(以下、「本件業務」という。)を受託者である 株式会社(以下「弊社」という。)が実施するに当たり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

1. 弊社は、本件業務遂行のために必要な者(次頁に記載する者をいう。以下同じ。)以外は本件業務に従事させません。ただし、本件業務遂行期間中に追加、変更する場合、貴機構に届け出、了承を受けるものとします。
2. 弊社は、媒体及び手段に問わずに貴機構から開示若しくは提供された貴機構の秘密情報(以下「本件秘密情報」という。)を、本件業務遂行のために必要な者を除く第三者に対して開示していません。ただし、以下のものについては秘密情報に含みません。
  - (1) 弊社が貴機構要理開示を受けた時点ですでに公知であったもの
  - (2) 弊社が貴機構より開示を受けた時点ですでに所有していたもの
  - (3) 弊社が貴機構より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの
  - (4) 弊社が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したもの
  - (5) 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられたもの
3. 弊社は、本件業務遂行のために必要なものがそれ以外のものに秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じます。
4. 弊社は、本件秘密情報を保険業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。
5. 弊社は、貴機構の書面による事前の承諾無しに、本件業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写又は複製いたしません。
6. 弊社は、貴機構から要請がある場合、又は本件業務終了後は直ちに本件秘密情報を貴





# 評価基準表

評価項目のうち、評価基準の 印の項目は必須項目であり、最低限の要求要件を示している。  
この要求要件を満たしていないものは不合格となる。それ以外の 印の項目は加点対象となる要件である。

評価項目	評価基準	配点
1. 広報の戦略企画		60
戦略企画	訴求対象の視点に立った総合的な広報目標が設定された企画であるか。 訴求対象やコンセプトが明確で広報戦略を考慮した企画になっている。 健康被害救済制度及び医薬品医療機器総合機構の認知・理解に繋がる工夫がなされている。	20
メディアの選択	個別メディアの選択は適切か 訴求対象に効果的に訴求するために、どのメディアを使って、どのような情報を提供するのかといった提案がある。 メディア間の連携・連動は考慮されているか。	20
創造性、新規性	創造性、新規性において特に評価できる要素はあるか。	20
2. 広報の制作		60
広報内容の妥当性	訴求内容(訴求ポイント)の選択と表現構成、表現方法は広報目標にあっているか。 健康被害救済制度の広報として妥当である。 訴求ポイントはすべて盛り込まれている。 訴求対象にあった内容になっている。	30
広報表現	ビジュアルなどは分かりやすく訴求力のあるものになっているか。 印象に残るか。 興味・関心がわくか。 訴求したい内容がきちんと伝わるか。 (必要に応じ)電話・相談など行動を起こしたくなるか。 他の人と共有したくなるか。 他のメディアとの統一が図られているか。 など	30
3. 広報の実施体制等		30
適格性、妥当性	制作から実施まで責任を持って遂行できる体制(組織、人数)か 制作から実施までのスケジュール設計・管理は適切か PMDAの要請に迅速かつ柔軟に対応できる体制が取れるか。 提案された各広報内容の経費(見積書)は妥当であるか。	20
知見及び実績	組織として、広報企画・展開の知見と実績を持っているか。 企画・制作担当者は十分な知見と実績を持っているか。	10
合計		150

注) 印は必須項目

## 審 査 要 項

【医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務企画書の評価を行うための審査要項】

- 1 .企画書の評価を行うための審査は、救済制度広報選定委員会において行う。
- 2 .救済制度広報選定委員会は、参加者から企画書に関する説明を受け、企画内容に関し、「評価基準表」の各評価項目について下表に掲げる評定の標準に従って評価を行う。

なお、で示した必須項目については、前記の救済制度広報選定委員会により審査した委員全体の3分の1を超える者が、「0点」の評定をつけた参加者は不合格とし、その他の参加者には各要件の点数を得点として与える。

評定の標準	点数等
必須項目の要求条件 満たしている 満たしていない	30点 0点
必須項目以外の要求条件 (30点採点) 非常に良い 良い 普通 悪い 非常に悪い	30点 ↑ ↓ 0点
(20点採点) 非常に良い 良い 普通 悪い 非常に悪い	20点 ↑ ↓ 0点
(10点採点) 非常に良い 良い 普通 悪い 非常に悪い	10点 ↑ ↓ 0点